

「自動車登録業務等実施要領の制定について」(国自管第166号・国自技232号)の一部改正について 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">自動車登録業務等実施要領</p> <p>I. 登録自動車</p> <p>1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請</p> <p>1-1. 新車 (初めて自動車検査証の交付を受ける自動車)</p> <p>(1) 型式指定自動車の場合</p> <p>(ア) 提出書類</p> <p>(a) ~ (j) (略)</p> <p>(k) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)</p> <p>①個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票、印鑑 (登録) 証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの) <p>②~③ (略)</p> <p>(1) ~ (n) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 型式指定自動車以外の場合</p> <p>(ア) 提出書類</p> <p>(a) ~ (k) (略)</p> <p>(1) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車又は所有者と使用者が</p>	<p style="text-align: center;">自動車登録業務等実施要領</p> <p>I. 登録自動車</p> <p>1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請</p> <p>1-1. 新車 (初めて自動車検査証の交付を受ける自動車)</p> <p>(1) 型式指定自動車の場合</p> <p>(ア) 提出書類</p> <p>(a) ~ (j) (略)</p> <p>(k) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)</p> <p>①個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票、印鑑 (登録) 証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの) <p>②~③ (略)</p> <p>(1) ~ (n) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 型式指定自動車以外の場合</p> <p>(ア) 提出書類</p> <p>(a) ~ (k) (略)</p> <p>(1) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車又は所有者と使用者が</p>

同一である自動車の場合には不要)

①個人

- ・住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(m)～(o)（略）

(イ)（略）

1-2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

(1) 提出書類

(ア)～(サ)（略）

(シ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要）

①個人

- ・住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(ス)～(セ)（略）

(2)（略）

2. 変更登録・自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア)～(イ)（略）

(ウ) 原因を証する書面等

①所有者又は使用者が個人の場合で住所の変更の場合
・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながらりが証明できる住民票。なお、住民票のみで住所

同一である自動車の場合には不要)

①個人

- ・住民票、印鑑（登録）証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(m)～(o)（略）

(イ)（略）

1-2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

(1) 提出書類

(ア)～(サ)（略）

(シ) 使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要）

①個人

- ・住民票、印鑑（登録）証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(ス)～(セ)（略）

(2)（略）

2. 変更登録・自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア)～(イ)（略）

(ウ) 原因を証する書面等

①所有者又は使用者が個人の場合で住所の変更の場合
・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながらりが証明できる住民票又は外国人登録原票記載事

のつながりがない場合は、住所のつながりが必要
証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要

②所有者が個人の場合で氏名の変更の場合

- ・発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票

③～⑤ (略)

- ⑥使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)

○個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

○法人(略)

⑦(略)

(工)～(ロ)

※(略)

2-2. (略)

3. 移転登録・自動車検査証記入の申請

3-1. 売買等によるもの

(1) 提出書類

(ア)～(ク)(略)

- (ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)

①個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

項証明書。なお、住民票のみで住所のつながりがない証明
できない場合は、住所のつながりが必要
「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要

②所有者が個人の場合で氏名の変更の場合

- ・発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票又は外国人登録原票記載事項証明書

③～⑤ (略)

- ⑥使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)

○個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

○法人(略)

⑦(略)

(工)～(ロ)

※(略)

2-2. (略)

3. 移転登録・自動車検査証記入の申請

3-1. 売買等によるもの

(1) 提出書類

(ア)～(ク)(略)

- (ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面(国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)

①個人

- ・住民票、印鑑(登録)証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書

もの)
②法人 (略)

- (コ) (略)
(サ) 旧所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながら証明できる書面 (旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合)
①旧所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
・住所のつながら証明できる住民票又は住民票の除票、戸籍の附票
②旧所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄 (抄) 本又は戸籍の全部 (個人) 事項証明書若しくは住民票

③~⑥ (略)
(シ) ~ (ス) (略)

3-2. 相続によるもの

3-2-1. 単独相続 (相続人のうち一人が相続する場合)

- (1) 提出書類
(ア) ~ (ケ) (略)
(コ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

①個人

- ・住民票、印鑑 (登録) 証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②~③ (略)
(サ) ~ (ス) (略)
※ (略)

3-2-2. 共同相続

- (1) 提出書類
(ア) ~ (ク) (略)
(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (自動車運送事業の用に

書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)
②法人 (略)

- (コ) (略)
(サ) 旧所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながら証明できる書面 (旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合)
①旧所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
・住所のつながら証明できる住民票又は外国登録原票記載事項証明書、住民票の除票、戸籍の附票
②旧所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄 (抄) 本又は戸籍の全部 (個人) 事項証明書若しくは住民票、外国人登録原票記載事項証明書

③~⑥ (略)
(シ) ~ (ス) (略)

3-2. 相続によるもの

3-2-1. 単独相続 (相続人のうち一人が相続する場合)

- (1) 提出書類
(ア) ~ (ケ) (略)
(コ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

①個人

- ・住民票、印鑑 (登録) 証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②~③ (略)
(サ) ~ (ス) (略)
※ (略)

3-2-2. 共同相続

- (1) 提出書類
(ア) ~ (ク) (略)
(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (自動車運送事業の用に

に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

①個人

- ・住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(コ)～(シ)（略）

※（略）

3-3. 合併によるもの

(1) 提出書類

(ア)～(ク)（略）

- (ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）

①個人

- ・住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(コ)～(ス)（略）

※（略）

3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ア)～(ク)（略）

- (ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）

①個人

- ・住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

①個人

- ・住民票、印鑑（登録）証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(コ)～(シ)（略）

※（略）

3-3. 合併によるもの

(1) 提出書類

(ア)～(ク)（略）

- (ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）

①個人

- ・住民票、印鑑（登録）証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(コ)～(ス)（略）

※（略）

3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ア)～(ク)（略）

- (ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面（自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要）

①個人

- ・住民票、印鑑（登録）証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(コ) ~ (ス) (略)
※ (略)

3-5. 判決によるもの (新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る)

(1) 提出書類

(ア) ~ (ク) (略)

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

①個人

・住民票、印鑑 (登録) 証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②~③ (略)

(コ) ~ (シ) (略)

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車
で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の
報告記録がなされたもの

(1) 提出書類

(ア) ~ (カ) (略)

(キ) 所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつな
がりが証明できる書面 (所有者の氏名又は名称、若しくは
住所に変更がある場合)

①所有者が個人の場合で住所の変更があった場合

・住所のつながりがある住民票又は住民票の除
票、戸籍の附票

②所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合

・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄 (抄) 本又は戸
籍の全部 (個人) 事項証明書若しくは住民票

(コ) ~ (ス) (略)
※ (略)

3-5. 判決によるもの (新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る)

(1) 提出書類

(ア) ~ (ク) (略)

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は新所有者と新使用者が同一である自動車の場合には不要)

①個人

・住民票、印鑑 (登録) 証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②~③ (略)

(コ) ~ (シ) (略)

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車
で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の
報告記録がなされたもの

(1) 提出書類

(ア) ~ (カ) (略)

(キ) 所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつな
がりが証明できる書面 (所有者の氏名又は名称、若しくは
住所に変更がある場合)

①所有者が個人の場合で住所の変更があった場合

・住所のつながりがある住民票又は外国人登録原票記載事項証明書、住民票の除票、戸籍の附票

②所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合

・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄 (抄) 本又は戸
籍の全部 (個人) 事項証明書若しくは住民票、外国人登録原票記載事項証明書

- ③～⑥ (略)
 (ク)～(ケ) (略)
 ※ (略)
 (2) (略)

4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合

- (1) 提出書類
 (ア)～(カ) (略)
 (キ) 所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつな
 がりが証明できる書面 (所有者の氏名又は名称、若しくは
 住所に変更がある場合)
 ①所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
 ・住所のつなかりが証明できる住民票又は住民票の除
 票、戸籍の附票
 ②所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
 ・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸
 籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票

- ③～⑥ (略)
 (ク)～(シ) (略)
 ※ (略)

4-2-8 (略)

9. 自動車検査証記入の申請
 9-1. 構造等変更検査を伴わない場合

- (1) 提出書類
 (ア)～(イ) (略)
 (ウ) 事由を証する書面等
 ①使用者が個人の場合で住所の変更の場合
 ・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつな
 がりが証明できる住民票。住民票のみで住所のつなかり
 が証明できない場合は、住所のつなかりが証明できる「住
 民票の除票」、「戸籍の附票」も必要
 なお、この場合使用の本拠の位置に変更がないとす
 る
 (ア)～(イ) - ①に準ずるものとする。

- ③～⑥ (略)
 (ク)～(ケ) (略)
 ※ (略)
 (2) (略)

4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自
 動車及び被けん引自動車の解体の場合

- (1) 提出書類
 (ア)～(カ) (略)
 (キ) 所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつな
 がりが証明できる書面 (所有者の氏名又は名称、若しくは
 住所に変更がある場合)
 ①所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
 ・住所のつなかりが証明できる住民票又は外国人登録原
 票記載事項証明書、住民票の除票、戸籍の附票
 ②所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
 ・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸
 籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票、外国人
 登録原票記載事項証明書

- ③～⑥ (略)
 (ク)～(シ) (略)
 ※ (略)

4-2-8 (略)

9. 自動車検査証記入の申請
 9-1. 構造等変更検査を伴わない場合

- (1) 提出書類
 (ア)～(イ) (略)
 (ウ) 事由を証する書面等
 ①使用者が個人の場合で住所の変更の場合
 ・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつな
 がりが証明できる住民票又は外国人登録原票記載事項証
 明書。住民票のみで住所のつなかりが証明できない場合
 は、住所のつなかりが証明できる「住民票の除票」、「戸
 籍の附票」も必要
 なお、この場合使用の本拠の位置に変更がないとす
 る
 挙証書面が必要。挙証書面としては「1-1. (1) -

ただし、現に使用者住所と使用の本拠の位置が異なる場合にあっては不要とする。

②使用者が個人の場合で氏名の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票

③～⑦(略)

(エ)～(オ)(略)

9-2～10(略)

1 1. 自動車検査証の再交付の申請

(1)(略)

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

①～②(略)

③パスポート、在留カード、特別永住者証明書

④(略)

1 2. 登録事項等証明書交付の請求

(1) 提出書類

(ア)～(イ)(略)

(ウ) その他

・請求書を送付して交付請求する場合は、下記(2)(ア)①～⑦に掲げる書類のいずれかの写しとともに、当該請求者の住民票又は国土交通大臣が適当と認められる書類であって交付請求する日前30日以内に作成されたものが必要

(2) 提示書類

(ア) 請求者本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

①～②(略)

③住民基本台帳カード

④在留カード

⑤特別永住者証明書

⑥その他法令の規定により交付された書類であって、本人

(ア)～(j)一①に準ずるものとする。
ただし、現に使用者住所と使用の本拠の位置が異なる場合にあっては不要とする。

②使用者が個人の場合で氏名の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票又は外国人登録原票記載事項証明書

③～⑦(略)

(エ)～(オ)(略)

9-2～10(略)

1 1. 自動車検査証の再交付の申請

(1)(略)

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

①～②(略)

③パスポート、外国人登録証明書

④(略)

1 2. 登録事項等証明書交付の請求

(1) 提出書類

(ア)～(イ)(略)

(ウ) その他

・請求書を送付して交付請求する場合は、下記(2)(ア)①～⑥に掲げる書類のいずれかの写しとともに、当該請求者の住民票又は外国人登録原票(交付請求する日前30日以内に作成されたものに限る。)が必要

(2) 提示書類

(ア) 請求者本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

①～②(略)

③外国人登録証明書

④住民基本台帳カード

⑤その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

⑥①～⑤に掲げる書類をやむを得ない理由により提示でき

確認ができる書類

⑦①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

(3) (略)

II. 二輪の小型自動車

1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車 (初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車)

(1) 型式指定自動車の場合

(ア) 提出書類

(a) ～ (g) (略)

(h) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

・住民票、印鑑 (登録) 証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②～③ (略)

(i) ～ (j) (略)

(イ) (略)

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(a) ～ (h) (略)

(i) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

・住民票、印鑑 (登録) 証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

ない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

(3) (略)

II. 二輪の小型自動車

1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車 (初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車)

(1) 型式指定自動車の場合

(ア) 提出書類

(a) ～ (g) (略)

(h) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

・住民票、印鑑 (登録) 証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②～③ (略)

(i) ～ (j) (略)

(イ) (略)

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(a) ～ (h) (略)

(i) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

・住民票、印鑑 (登録) 証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

もの)

②～③ (略)

(j)～(k) (略)

(イ) (略)

1-2. 中古車 (初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車)

(1) 提出書類

(ア)～(ク) (略)

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

・住民票、印鑑 (登録) 証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②～③ (略)

(コ)～(サ) (略)

(2) (略)

2. 自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 事由が確認できる書面等

①使用者又は所有者が個人の場合で住所の変更の場合
・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながり証明できる住民票。なお、住民票のみで住所のつながり証明できない場合は、住所のつながり証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要

②使用者又は所有者が個人の場合で氏名の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄 (抄) 本又は戸籍の全部 (個人) 事項証明書若しくは住民票

③～⑦ (略)

(エ)～(ロ) (略)

書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②～③ (略)

(j)～(k) (略)

(イ) (略)

1-2. 中古車 (初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車)

(1) 提出書類

(ア)～(ク) (略)

(ケ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

・住民票、印鑑 (登録) 証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②～③ (略)

(コ)～(サ) (略)

(2) (略)

2. 自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 事由が確認できる書面等

①使用者又は所有者が個人の場合で住所の変更の場合
・発行されてから3ヶ月以内のものであって、住所のつながり証明できる住民票又は外国人登録原票記載事項証明書。なお、住民票のみで住所のつながり証明できない場合は、住所のつながり証明できる「住民票の除票」、「戸籍の附票」も必要

②使用者又は所有者が個人の場合で氏名の変更の場合

・発行されてから3ヶ月以内のものであって、氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄 (抄) 本又は戸籍の全部 (個人) 事項証明書若しくは住民票又は外国人登録原票記載事項証明書

③～⑦ (略)

(エ)～(ロ) (略)

2-2~4 (略)

5. 自動車検査証の再交付の申請

(1) (略)

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げる
いずれかのもの

①~② (略)

③パスポート、在留カード、特別永住者証明書

④ (略)

6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

(1) (略)

(2) 提示書類

(ア) 所有者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げる
いずれかのもの

①~② (略)

②パスポート、在留カード、特別永住者証明書

④ (略)

※ (略)

Ⅲ. 軽二輪

1. 新規届出

1-1. 新車 (初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合)

(1) 提出書類

(ア)~(ウ) (略)

(エ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合は不要)

①個人

・住民票、印鑑 (登録) 証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②~③ (略)

(オ)~(カ) (略)

(2) (略)

1-2. 中古車 (初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものではない場合)

2-2~4 (略)

5. 自動車検査証の再交付の申請

(1) (略)

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げる
いずれかのもの

①~② (略)

③パスポート、外国人登録証明書

④ (略)

6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

(1) (略)

(2) 提示書類

(ア) 所有者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げる
いずれかのもの

①~② (略)

③パスポート、外国人登録証明書

④ (略)

※ (略)

Ⅲ. 軽二輪

1. 新規届出

1-1. 新車 (初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合)

(1) 提出書類

(ア)~(ウ) (略)

(エ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する場合は不要)

①個人

・住民票、印鑑 (登録) 証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②~③ (略)

(オ)~(カ) (略)

(2) (略)

1-2. 中古車 (初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものではない場合)

(1) 提出書類

- (ア)～(ウ) (略)
(工) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

- ・住民票、印鑑 (登録) 証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②～③ (略)

- (オ)～(カ) (略)

(2) (略)

2. 記入申請 (管轄変更を伴わないもの)

(1) 提出書類

- (ア)～(イ) (略)
(ウ) 新使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

- (a) 住民票、印鑑 (登録) 証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②～③ (略)

- (エ)～(キ) (略)

(2) (略)

3. (略)

4. 転入届出

(1) 提出書類

- (ア)～(ウ) (略)
(エ) 新使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方

(1) 提出書類

- (ア)～(ウ) (略)
(エ) 使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

- ・住民票、印鑑 (登録) 証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②～③ (略)

- (オ)～(カ) (略)

(2) (略)

2. 記入申請 (管轄変更を伴わないもの)

(1) 提出書類

- (ア)～(イ) (略)
(ウ) 新使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要)

①個人

- (a) 住民票、印鑑 (登録) 証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書 (発行されてから3ヶ月以内のもの)

②～③ (略)

- (エ)～(キ) (略)

(2) (略)

3. (略)

4. 転入届出

(1) 提出書類

- (ア)～(ウ) (略)
(エ) 新使用者の住所を証するに足りる書面 (国若しくは地方

公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)

①個人

- (a) 住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(オ)～(ク)（略）

(2)（略）

5. 転入抹消

(1) 提出書類

(ア)～(オ)（略）

(カ) 新使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

①個人

- (a) 住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(キ)～(ク)（略）

6～7（略）

公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合又は所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要)

①個人

- (a) 住民票、印鑑（登録）証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(オ)～(ク)（略）

(2)（略）

5. 転入抹消

(1) 提出書類

(ア)～(オ)（略）

(カ) 新使用者の住所を証するに足りる書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要）

①個人

- (a) 住民票、印鑑（登録）証明書、外国人登録原票記載事項証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）

②～③（略）

(キ)～(ク)（略）

6～7（略）